

令和5年第9回安芸市農業委員会定例会議事録

1. 開催日時 令和5年9月27日（水）午後1時30分から2時26分
2. 開催場所 安芸市役所 二階 会議室
3. 出席農業委員（13人）

会長	1番	内川	昭二
会長職務代理者	2番	大久保	暢夫
会長職務代理者	3番	樋口	なぎさ
	4番	西岡	秀輝
	5番	川島	一義
	6番	栗山	浩和
	7番	野村	勉
	8番	有澤	節子
	9番	福本	隆憲
	10番	公文	啓子
	11番	千光士	伊勢男
	12番	小松	昭則
	13番	小松	豊喜
4. 欠席農業委員（1人）

	14番	小松	昌平
--	-----	----	----
5. 出席農地利用最適化推進委員（7人）

安芸	渡辺	禎宏
伊尾木	黒岩	榮之
川北	中平	秀一
土居	入交	大輔
井ノ口	西岡	大作
畑山	小松	光正
赤野	小松	幸宏
6. 傍聴者 なし
7. 議事日程

報告第1号	農地法第3条の3届出について
議案第2号	農地法第3条許可申請について
議案第3号	農地法第5条第1項許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画
決定について

議案第5号 非農地証明願について

その他

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 三宮 一仁

事務局次長兼振興係長 北村 博昭

事務局農地係長 弘井 恭介

9. 会議の概要

議長

これより、本日の会議を開きます。

議事に入る前に事務局が諸般の報告をいたします。

事務局長

本日の出欠状況を報告します。

定数14人、欠席1人、出席数13人であります。

欠席委員の14番小松昌平委員から、所用のため欠席の届出があっております。

次に、事務の概要報告をいたします。

8月29日に、「令和5年度農業委員会全員研修会」がオンラインで開催され、農業委員が6名、農地利用最適化推進委員が1名、事務局が1名参加しました。

また、研修後、高知県農業会議の担当者に「新任委員の研修」を行っていただきました。

9月12日に全国農業新聞による「四国地区情報事業重点農業委員会研究会」がオンラインで開催され、北村次長が参加しました。

9月21日に「地域計画の策定に向けた広域連絡会議」が田野町で開催され、北村次長が参加しました。

9月24日に、「れんけいこうち就農相談会」が高知市で開催され、小松昌平委員に参加いただきました。

この相談会については、今年度の最適化活動の取り組みとしてあげていました。9月に入り、日程を確認したため、今回は会長等と相談し、小松昌平委員に出務をお願いしました。

9月26日に「農業者年金記録管理システム操作等研修会」が高知市で開催され、北村次長が参加しました。

同日に、「第90回常設審議委員会」が高知市で開催され、内川会長が出席しました。

以上で、事務の概要報告を終わります。

議 長

本定例会の日程は、本日 1 日限りといいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。よって本定例会の日程は本日 1 日と決定いたします。

会議規則第 21 条第 2 項の規定により、議事録署名委員に川島一義委員及び野村勉委員を指名いたします。

それでは、「報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 届出について」事務局が説明をいたします。

事務局 (北村)

議案書は、1 ページをお開きください。

「報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 届出について」です。

今回は 15 件届出が出ています。

届出番号 1 番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり土居の 1 筆で、面積は全部で 166 m²です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号 2 番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり土居の 1 筆で、面積は全部で 44 m²です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号 3 番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり栃ノ木の 37 筆で、面積は全部で 13,817.61 m²です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号 4 番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり別役の 4 筆で、面積は全部で 12,133 m²です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号 5 番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり下山の 1 筆で、面積は全部で 65 m²

です。

時効取得により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号6番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり僧津、井ノ口の13筆で、面積は全部で6,233.63㎡です。

相続により移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号7番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり赤野の6筆で、面積は全部で1,978㎡です。

相続により移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号8番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり入河内の20筆で、面積は全部で6,450㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号9番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり入河内の3筆で、面積は全部で1,595㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号10番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり入河内の3筆で、面積は全部で237.61㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号11番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり西浜、黒鳥の14筆で、面積は全部で7,172㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号12番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり黒鳥の1筆で、面積は全部で241㎡です。

相続により所有権の一部が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号13番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり黒鳥の1筆で、面積は全部で107㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号14番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり津久茂町の2筆で、面積は全部で45.61㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号15番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり赤野の11筆で、面積は全部で813.7㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

説明は、以上です。

議 長

ただいまの「報告第1号について」、質問、意見等がございましたらお願いいたします。

(質問、意見等なし)

議 長

質問、意見等がないようでしたら、これは報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

続きまして、「議案第2号、農地法第3条許可申請について」を議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局（北村）

「議案第2号、農地法第3条許可申請について」説明いたします。

議案書は12ページからです。

今回は、2件の申請がっております。

いずれも、現在、耕作を行っていない方が、譲渡人の要望から、小規模な農地を取得しようとするものです。

申請番号1番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり川北の2筆で、地目は畑で、面積は442㎡です。

贈与による所有権移転の申請で、野菜の作付を予定しております。

この件については調査書に記載しましたが、実家に隣接する譲渡人の所有する農地について、譲受人の母親が実質的な管理を行っていましたが、その母親が施設に入所し、管理に困った譲渡人が譲受人に、その農地を譲渡することを申し出たところ、了承されたため、申請を行うものです。

所在地につきましては、13ページに地図がございます。

川北の岡宗農園の北にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人はこれまで農業に従事したことはありませんが、小規模な農地で、これまで母親が実質的な管理を行ってきており、引き続き自家消費のため、野菜の栽培を行う計画で、規模も小さく、効率的に利用することが見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引受除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、譲受人は、自家消費で野菜を栽培する予定で、農業に従事する予定者、年間180日が2名おります。このため、農作業を行う必要がある年間150日の要件は満たすと見込まれます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転・贈与でありますので該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地には野菜を栽培する予定がされており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うこと、また住宅に隣接した農地であるため、今後の農地の集積に支障は生じないことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

なお、現地につきましては、9月11日に西岡秀輝委員、中平秀一委員に確認していただきました。

次に、申請番号2番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり土居の1筆で、地目は畑で、面積は241㎡です。

売買による所有権移転の申請で、野菜の作付を予定しております。

この件については調査書に記載しましたが、譲渡人は市外に住んでおり、高齢となり、農地の管理に困っていました。

今回、譲受人が農地に隣接する譲渡人名義の中古住宅の購入することになり、当該農地も一緒に譲渡する旨の申し出たところ、それが了承されたため、申請を行うものです。

所在地につきましては、13ページに地図がございます。

土居郵便局の南の住宅の裏にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人はこれまで農業に従事したことはありませんが、今回購入予定の中古住宅に隣接する農地について、自家消費のため、野菜の栽培を行う計画で、規模も小さく、効率的に利用することが見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引受除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、譲受人は、自家消費で当該農地を耕作する予定で、農業に従事する予定者、年間200日が1名、100日が1名おります。このため、農作業を行う必要がある年間150日の要件は満たすと見込まれます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転・売買でありますので該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地には野菜を栽培する予定がされており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うこと、また住宅に隣接した農地であるため、今後の農地の集積に支障は生じないことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用

の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

なお、現地につきましては、9月12日に福本隆憲委員、野村勉委員、入交大輔委員に確認していただきました。

説明は、以上です。

議 長

現地確認委員の報告を、申請番号1番は西岡秀輝委員、申請番号2番は福本隆憲委員、お願いします。

4番西岡秀輝委員

申請番号1番です。現地を確認してきました。先ほどの説明のとおりです。

9番福本委員

申請番号1番です。3名で現地を確認してきました。先ほどの説明のとおりです。

議 長

それでは、審議をお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長

別にないようですので、採決をいたします。

「議案第2号、農地法第3条許可申請について」は原案どおり認め、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長

全員賛成です。

よって、「議案第2号、農地法第3条許可申請について」は原案どおり認め、許可することに決定しました。

続きまして、「議案第3号、農地法第5条第1項許可申請について」を議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局 (弘井)

「議案第3号の5条申請について」説明いたします。

今回は2件の申請が提出されております。

議案書は14ページをご覧ください。

申請番号1番。

譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、地目は田、面積は279㎡で、転用目的は個人住宅の建築です。場所は15ページに地図を掲載しています。

併せて、現地の写真もお配りしますのでご確認ください。

場所は、土居春日地区にある農地です。

現地確認は9月12日に福本隆憲委員、野村勉委員、入交大輔委員にさせていただきました。

次に別紙のA3サイズの農地法第5条調査書をご覧ください

さい。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は第3種農地にあたりと判断しています。理由は、街区の面積に占める宅地の割合が40%を超えている区域内の農地であるためです。

続きまして、2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、譲受人は現在、安芸市内の持ち家に一人で住んでいますが、高齢、91歳となり生活面で不安なことが増えてきました。そのため、弟夫婦と甥家族が住んでいる場所の近くに住みたいと考え、宅地等を探していました。しかし、適当な土地がなかったため当該申請地を申請したものです。他に適した用地が無いことから、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、預金通帳の写しを確認し、問題はないと判断いたしました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実に行われると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されており、個人住宅用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

次に、周辺農地への支障についてですが、当該申請地の北側は宅地、南側は市道を挟んで宅地、東側は宅地、西側は水路を挟んで宅地です。生活排水は浄化槽で処理後、西側既存水路へ、雨水は自然浸透及び西側既存水路へ排水する計画です。これらのことから、転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断します。排水については、栃ノ木堰土地改良区より同意を得ています。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地は、都市計画区域外で、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、「転用計画は許可相当である」と判断いたします。

次に、申請番号2番です。

貸人、借人、申請地は議案書に記載のとおりで、地目は田、面積は323㎡で、転用目的は個人住宅の建築です。

場所は、16ページに地図を掲載しています。

併せて、現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。

こちらの申請につきましては、写真を見ていただければ分かりますが、すでに着工しているため、申請代理人に連絡し、許可が出るまで工事を休止させています。また、貸人及び借人から始末書が提出されています。

場所は、伊尾木宮田岡集会所の南にある農地です。

現地確認は9月11、12日に内川昭二会長、黒岩榮之委員にさせていただきました。

次に、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書をご覧ください。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分はその他の農地にあたると判断しています。理由は、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地であるためです。

続きまして、2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、転用者は子どもとその母親ですが、子どもは現在実家で父親と同居しています。しかし、結婚したことにより実家では手狭となったため、実家に近い申請地に住宅を建築することを計画しました。また、母親は貸人と夫婦であるが、現在別居中であり、住宅完成後は子ども夫婦と同居する計画です。申請地は借人家族の所有であり、実家に近く、農業の手伝いや将来の親の介護等にも利便性が優れているため選定したもので、他に適した用地が無いことから、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、融資に関する書類を確認し、問題ないと判断しました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実に行われると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されており、個人住宅用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

次に、周辺農地への支障についてですが、当該申請地の北側は市道、南側及び東側は貸人所有の農地、西側は同意のある農地です。生活排水は浄化槽で処理後、北側市道側溝へ、雨水は雨どいから集水桝を経由しパイプにて北側市道側溝へ排水する計画です。これらのことから転用事業の

実施による周辺農地への影響はないと判断します。また、道路占用工事については安芸市建設課と協議済みです。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地は、都市計画区域外で、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、「転用計画は許可相当である」と判断いたします。

説明は、以上です。

議長 現地確認委員の報告を、申請番号1番は福本隆憲委員、お願いします。申請番号2番は、私が報告します。

9番福本委員 申請番号1番です。3名で現地を確認してきました。先ほどの説明のとおりです。

1番内川委員 申請番号2番です。現地を確認してきました。先ほどの説明に間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長 別にないようですので、採決いたします。

「議案第3号、農地法第5条第1項許可申請について」は、原案どおり認め、進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 全員賛成です。

よって、「議案第3号、農地法第5条第1項許可申請について」は原案どおり認め、進達することに決定いたしました。

続きまして、「議案第4号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について」を議題とし、事務局が説明いたします。

事務局(北村) それでは、「議案4号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について」説明いたします。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の経過措置を適用して、従来の農用地利用集積計画を定めようとするものです。

議案書は17ページからになります。

申請番号1番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり赤野の農地3筆で、地目は田で、面積は全部で1,271㎡です。

ナスを栽培する予定をしており、貸借期間は5年間で、賃借料は、10アール当たり米6俵代の条件で再設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、20ページに地図がございます。

赤野・叶岡集落の北にある農地です。

経過措置として適用される改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号2番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口の農地2筆で、地目は田で、面積は全部で2,687㎡です。

ナスを作付する予定をしており、貸借期間は5年間で、賃借料は、10万円の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、20ページに地図がございます。

井ノ口の小松肥料店の南東にある農地です。

経過措置として適用される改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号3番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり土居の農地1筆で、地目は田で、面積は2,000㎡です。

ナスを栽培する予定をしており、貸借期間は5年間で、賃借料は10万円の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、21ページに地図がございます。

土居・中ノ橋の南西にある農地です。

経過措置として適用される改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号4番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり川北の農地1筆で、地目は田で、面積は1,000㎡です。

ナスを栽培する予定をしており、貸借期間は5年間で、

賃借料は、10アールあたり米7俵代の条件で再設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、21ページに地図がございます。

安芸自動車学校の北東にある農地です。

経過措置として適用される改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

申請番号5番は、所有権移転・売買です。

安芸市においては、売買する農地が農業振興地域内の農用地であり、なおかつ、譲受人が農業経営基盤強化促進法に係る農業経営改善計画を認定されたもの、認定農業者等である場合、農業経営基盤強化促進法に係る利用権設定等事業でも所有権移転ができます。

なお、この農業経営基盤強化促進法で所有権移転する場合は、譲受人は登録免許税が減額になるほか、譲渡人も譲渡所得について800万円の特別控除を受けることができます。

申請番号5番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口の農地1筆で、地目は田で、面積は1,014㎡です。

水稻を作付する予定をしており、140万円で売買をし、所有権の移転をする計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、22ページに地図がございます。

ゆめファーム・全農こうちの西にある農地です。

経過措置として適用される改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

なお、現地につきましては、申請番号1番は、栗山浩和委員、小松幸宏委員に、申請番号2番と5番は、大久保暢夫委員、西岡大作委員に、申請番号3番は、福本隆憲委員、野村勉委員、入交大輔委員に、申請番号4番は、西岡秀輝委員、中平秀一委員に確認していただきました。

説明は、以上です。

議 長

現地確認委員の報告を申請番号1番は、小松幸宏委員、申請番号2番及び5番は、西岡大作委員、申請番号3番は、入交大輔委員、申請番号4番は、中平秀一委員、お願いします。

小松幸宏推進委員 申請番号1番です。現地確認してきました。先ほどの説明のとおりです。

西岡大作推進委員 申請番号2番と5番です。現地確認してきました。先ほどの説明のとおりです。

入交推進委員 申請番号3番です。現地確認してきました。先ほどの説明のとおりです。

中平推進委員 申請番号4番です。現地確認してきました。先ほどの説明のとおりです。

議 長 それでは審議をお願いします。
(質問、意見等なし)

議 長 別にないようですので、採決いたします。
「議案4号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について」、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議 長 全員賛成です。
よって、「議案4号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について」、原案どおり決定いたしました。
続きまして、「議案第5号、非農地証明願について」を議題とし、事務局が説明いたします。

事務局(弘井) 「議案第5号、非農地証明願」を説明いたします。
議案書は23ページです。
今回は1件の申請がでております。
それでは、申請番号1番。
申請人、申請地は議案書記載のとおりで、登記簿地目は畑、面積は66㎡となっております。
所在地の地図は、24ページに掲載しております。
土居郵便局の南側にある土地で、現在は住宅が建っております。
現地の写真をお配りいたしますので、ご確認ください。
こちらは、先ほど3条申請で説明のあった農地の北側になります。
現地は昭和31年に住宅が建築され、そのまま現在に至っています。現地の状況及び、固定資産税課税明細書を確認し、安芸市の非農地証明書発行基準である15年以上を経過していて、非農地の証明が可能であると判断いたします。
現地につきましては9月12日に福本隆憲委員、野村勉委員、入交大輔委員に確認していただきました。

- 説明は、以上です。
- 議長
9番福本委員 現地確認委員の報告を、福本隆憲委員、お願いします。
3名で現地を確認してきました。先ほどの説明のとおりです。
- 議長 それでは審議をお願いします。
(質問、意見等 なし)
- 議長 別にないようですので、採決いたします。
「議案第5号、非農地証明願について」は、申請どおり認定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)
- 議長 全員賛成です。
よって、「議案第5号、非農地証明願について」については、申請どおり認定することに決定いたしました。
- 議長 以上で、議案審議は終了いたしました。
それでは、「その他」の件について、事務局から説明いたします。
- 事務局(北村) 私の方から、何点かお伝えいたします。
まず、先日の全員研修会で使用した資料を、出席されていない方の座席の方に置かせていただいています。農業委員会業務必携も置かせていただいていますので、日常の活動の際にご活用ください。
次に、10月の定例会の予定です。
10月の定例会は、10月25日(水)の予定です。
最後に、全国農業新聞の新規購読のお願いです。
私の方も、今月リモートで研修を受けましたし、先日の全員研修会でご案内がありましたが、全国農業新聞を購読されていない方におかれましては、普段の委員活動の情報収集の一つとしてご購読をお願いしたいとのことです。
新任に委員の皆さまは、ぜひ購読の申し込みをお願いします。申し込みの用紙は、事務局にありますのでよろしくお願いします。
私からお伝えすることは、以上です。
- 議長 以上で、本日の定例会の日程は全部終了いたしました。

この議事録は事実と相違ないので、農業委員会会議規則第21条第2項の規定により署名する。

令和5年10月25日

安芸市農業委員会
会 長

会議録署名委員

会議録署名委員